

住まいの防火(16)

住宅用火災警報器の設置が義務化されています

新築住宅 平成18年6月1日から義務化されています

既存住宅 平成23年6月1日までに設置しましょう

煙式住宅用火災警報器を設置する部屋



必ず設置

1 寝室

普段の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。

2 階段

寝室がある階の階段に設置します。

Q どうして「煙」と「熱」の2タイプがあるの？

A 「煙」は、火災をより早期に発見するために有効な方式です。「熱」は、調理などで煙や水蒸気が発生する台所などに適した方式です。

Q NSマークとは？

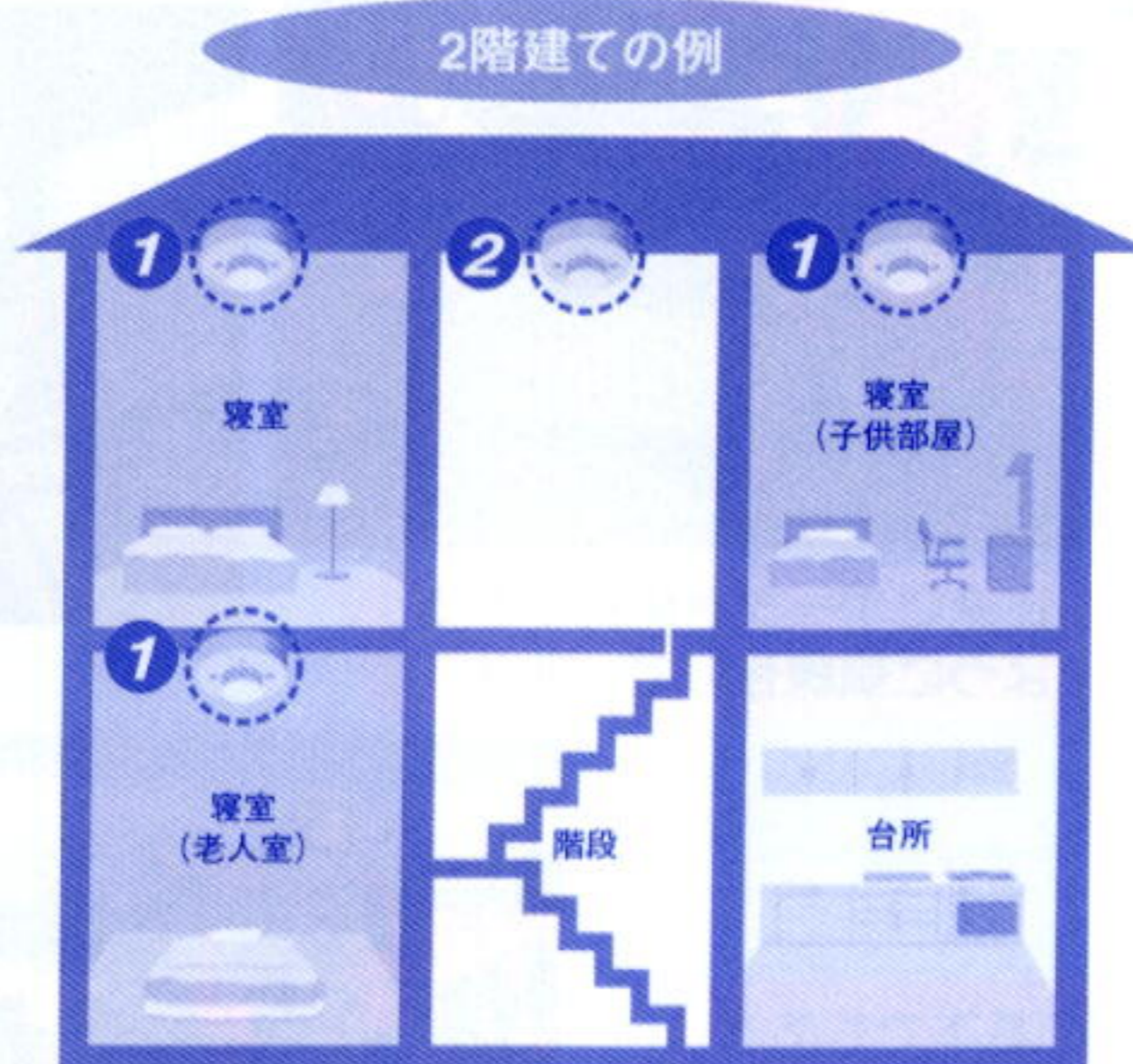
A 火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の認定があります。火災警報器購入の目安にしましょう。



住宅用火災警報器は、クーリング・オフ対象商品です

悪質販売で購入してしまったら、お住まいの地域の消費生活センター等にご相談下さい。

● 山梨県民生活センター ●
電話 055-235-8455



注意

消防職員が販売したり、消防署が販売を業者に委託することはありませんので、悪質な訪問販売に十分注意してください。

最新鋭の高規格救急車配置

山梨消防署

山梨消防署では、高度な救急救命処置に対応するため、平成二十年二月から最新鋭の高規格救急車に更新しました。今回配置した救急車は、現場で救命処置に従事する救急隊員の意見や要望を反映し、最新の医療機器を装備した車両となっています。職員は、この高規格救急車を有効に活用し、地域住民のニーズに応えます。

